

野田市告示第150号

市税に関する文書の様式を定める規則（平成17年野田市規則第5号）の施行に関し必要な様式のひな型のうち、次の様式を別紙のとおり改め、令和8年6月12日から施行する。

1 市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書

令和8年6月11日

野田市長 鈴木 有

第 7 4 号様式

あなたの市民税・県民税・森林環境税を本書のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

様 野田市長

お問 合せ 先	
---------------	--

賦課期日時点氏名・住所	(単位：円)

	年 税 額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額

通知書番号			
金融機関名			
(支店名)			
口座番号	振替方法		
(口座名義人)			

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限							
一括で納めていただく場合							
※一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。							

今年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額
(仮徴収税額)

特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号	
公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

年金より特別徴収される額			

今年度の10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

変更前			
変更後			

来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、
来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額 (仮徴収税額)

年金より特別徴収される額			

所得金額等

給 与 収 入	
公 的 年 金 等 収 入	
合 計 所 得 金 額	
繰 越 損 失 額	
総 所 得 金 額 等	

所得控除額

控 除 合 計	

扶養親族・特親該当区分

本人該当区分（単位：円）

控 配	老 配	特 定	同 老	老 人	16 歳 未 満	そ の 他	同 障	特 障	他 障	特 親	未 成 年 者	特 障	他 障	寡 婦	ひ と り 親	勤 労 学 生

算出税額

税額控除前所得割		
所得割額		
均等割額		
森林環境税額		
減免額・免税額		
年税額（住民税及び森林環境税の額）		
給与・公的年金等からの特別徴収税額		
差引普通徴収税額（本年度納めていただく額）		
控除不足額		
（うち還付額）		

課税標準額

(裏)

2) 審査請求等

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。
- なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
- ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。